

2016年4月制定
2017年5月改定
2022年12月改定
2024年4月改定
2025年4月改定

食品表示活用研究会 会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、食品表示活用研究会(以下「本会」という)と称する。

第2条(所属)

本会は、一般社団法人食品表示検定協会(以下「協会」という)に属する。

第3条(目的)

本会は、協会が実施する食品表示検定試験・上級に合格した上級食品表示診断士(以下「上級診断士」)の有志により、有識者等を招いての食品表示に関する理解の向上、会員同士の情報交換の促進による課題解決、食品表示ルールの普及促進、食品表示に関する調査研究の実施などの諸活動を通じて、会員及びその所属組織の発展並びに食品表示検定試験合格者の知識の向上を図り、もって我が国食品表示制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

第4条(事務局)

本会の事務局(以下「事務局」という)は、協会内に置く。

第2章 会員

第5条(会員資格)

本会の会員(以下、「会員」という)は、上級診断士のうち、本会の趣旨および本会の会則に賛同する者とする。

第6条(入退会)

1. 入会を希望する者は、第9条に定める世話人会の承認により会員資格を得る。
なお、第8条に該当するなど、世話人会として本会会員として相応しくないと認められる者に対しては、世話人会は入会を拒否することができる。
2. 会員資格は1年間とし、毎年新たに募集を行い、入会を希望する者の申請に基づき世話人会が承認する。
3. 会員資格は自動更新されず、次年度も継続を希望する場合は、再度入会申請を行う必要がある。

4. 会員は、途中退会を希望する場合は事務局へ連絡しなければならない。なお、会員は、死亡したときは退会したものとみなす。

第7条(会員の権利と義務)

会員は、本会の活動に参加し、情報を共有する権利を有する。また、本会の目的達成のために協力する義務を負う。

第8条(会員資格の喪失)

会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、世話人会の議決により会員資格を喪失する。

- ① 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- ② 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他これに準ずる者)に該当することが判明したとき。
- ③ 本会の活動を通じて知り得た情報を不正に漏洩したとき。
- ④ その他、会員として不相当と認められる行為をしたとき。

第3章 組織

第9条(世話人及び世話人会)

1. 本会の運営は、世話人会が事務局の助力を得て自主的に行う。第3項の規定により選出する世話人により構成される。
2. 世話人会は第6項により選出する会長及び各部会の部会長並びにその他の世話人により構成する。
3. 世話人は、会員の中から立候補または推薦により選出する。ただし、選出は年度内に次年度の世話人を決定するものとする。
4. 世話人の任期は1年とするが、再任を妨げない。
5. 世話人を統括するものとして、会長1名を置く。
6. 会長及び各部会の部会長は世話人の互選により選出する。

第10条(オブザーバー)

本会は、本会の目的達成に賛同・支援する関係団体、研究機関、学識経験者、関連情報提供者等をオブザーバーとして、本会への参加を求めることができる。

第4章 活動

第11条(会員全体の活動及び部会)

1. 本会の活動は、会員が参加する活動(以下「全体活動」という)及び以下の3つの部会における活動(以下「部活動」という)から構成される。
 - ① 専門家との交流部会
 - ② 事業者実務部会
 - ③ 消費者部会

2. 世話人会は、前項各号に定める部会のほか、次条に定める活動内容を効果的に実施するため、必要に応じ議決により部会を設置できる。
3. 各部会の運営は、各部会の世話人が自主的に行うものとする。
4. 会員は全体活動のほか、いずれかの部会に所属することにより、当該所属部会の部活動に参加することができる。
5. 前項の規定にかかわらず、世話人は全ての部活動に参加することができる。

第 12 条(活動内容)

本会は、第 3 条の目的を達成するため、原則として会員の自主的活動に基づき、以下の活動を行う。

- ① 国内外の食品表示制度等に関する調査研究
- ② 事業者及び消費者への食品表示に関する講演会、講習会、シンポジウム等の普及啓発活動
- ③ 食品表示の取組に関する会員間の情報交換
- ④ その他、本会に相応した活動

第 13 条(活動の実施)

1. 各部会の部活動は、各部会の世話人が企画・運営を行い、全体活動は会長が中心となり世話人全体で企画・運営する。なお、協会に置かれた事務局は、活動の実施に際し、補助的な役割を担う。
2. 本会の連絡は原則としてすべて電子メールで行うため、会員はメールアドレス変更時にはその旨を事務局に連絡しなければならない。

第 14 条(協会との連携)

1. 本会は第 3 条に規定する目的及び第 12 条に規定する活動内容を尊重しつつ、協会との連携を密にした運営を図る。
2. 会の運営にあたり、支障が出た場合又は問題解決が必要となった場合には、協会と相互協力により対応する。
3. 協会は必要に応じて本会に対して第 12 条に該当する業務を委託することができる。

第 5 章 会計

第 15 条(経費)

本会の運営に必要な経費は、協会の支援およびその他の収入をもって充てる。会員から会費は徴収しない。なお、運営に当たり、必要に応じて会員が実費を負担する場合がある。

第 16 条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 その他

第 17 条(会則の改廃)

本会の会則の改廃は、世話人会の議決を経て、協会の理事会で承認されなければならない。

第 18 条(附則)

本会則は、2025 年 4 月 1 日より施行する。

以 上